

熊本市奨学金条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

経済的理由により修学が困難な者に対し、「熊本市高校等進学支援金」を支給する制度を創設するために一部改正する「熊本市奨学金条例」に伴い、その施行に関し必要な事項を定める「熊本市奨学金条例施行規則」を一部改正するもの。

2 主な改正内容

- 目次を設け、第1章から第4章と附則の構成とする。

第1章 総則（第1条）

第2章 奨学金の貸付け（第2条-第21条）

第3章 熊本市高校等進学支援金の支給（第22条-第24条）

第4章 雑則（第25条・第26条）

附則

- 第3章の「高校等進学支援金の支給」には、次の条項を追加する。

第22条 申請手続

第23条 決定等の通知

第24条 取消しの通知

3 施行年月日

令和4年4月1日

熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則（案）

熊本市奨学金条例施行規則（平成14年規則第58号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 奨学金の貸付け（第2条—第21条）

第3章 高校等進学支援金の支給（第22条—第24条）

第4章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 奨学金の貸付け

第3条中「より、」を「よる」に、「を受けようとする者」を「の申請」に、「提出しなければ」を「提出することにより行わなければ」に改める。

第10条中「奨学金」の次に「の貸付け」を、「交付する」の次に「ことにより行う」を加える。

第20条第4項中「奨学金返還の猶予の」を「条例第12条の規定により奨学金の返還を猶予する」に改める。

第21条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第23条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第26条とし、第22条を第25条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第21条の次に次の1章を加える。

第3章 高校等進学支援金の支給

（申請手続）

第22条 条例第15条の規定による支援金の支給の申請は、熊本市高校等進学支援金支給申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出するこ

とにより行わなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていることの証明書又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の所得割が非課税であることの証明書
- (2) 家計の急変等により奨学金の支給を受けようとする者にあつては、前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(決定等の通知)

第23条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出を行った者（この条において「申請者」という。）が条例第14条第1号及び第3号から第5号までに掲げる要件の全てを満たすときは熊本市高校等進学支援金通知書により、当該要件のいずれかを満たさないときは熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の熊本市高校等進学支援金通知書により通知した申請者に対し、支援対象者とすることを決定したときは熊本市高校等進学支援金支給決定通知書により、支援対象者としなことを決定したときは前項の熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により通知するものとする。

(取消しの通知)

第24条 市長は、条例第18条第1項の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、熊本市高校等進学支援金取消決定通知書により支援対象者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

改正後（案）	現行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 奨学金の貸付け（第2条—第21条）</u></p> <p><u>第3章 高校等進学支援金の支給（第22条—第24条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第25条・第26条）</u></p> <p><u>附則</u></p>	<p><u>〔新設〕</u></p>
<p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市奨学金条例（平成14年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>〔新設〕</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市奨学金条例（平成14年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>第2章 奨学金の貸付け</u></p> <p>（併用制限）</p> <p>第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める措置は、国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けとする。</p> <p>（貸付手続）</p> <p>第3条 条例第3条の規定に<u>よる</u> 奨学金の貸付けの申請は、熊本市奨学金貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に<u>提出することにより行わなければならない</u>。</p> <p>（1） 生計を一にする世帯員全員の住民票の写し</p> <p>（2） 生計を一にする世帯員全員（義務教育就学前及び就学中の児童を除く。）の所得を確認できる書類</p> <p>（3） 家計の急変等により奨学金の貸付けを受けようとする者にあつては、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>（奨学生の数）</p> <p>第4条 条例第4条に規定する規則で定める定数は、380人とする。</p> <p>（決定の通知等）</p> <p>第5条 市長は、奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）について決定したときは、奨学生決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定により奨学生として決定の通知を受けた者は、本人、扶養者、親権者（扶養者が親権者でない場合に限る。）、未成年後見人（本人が後見に付されている場合に限る。）及び連帯保証人が連署した誓約書を直ちに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 正当な理由なく前項の誓約書の提出がない場合は、市長は、第1項の決定を取り消すことができる。</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 連帯保証人は、2人とし、うち1人は扶養者でなければならない。</p> <p>2 扶養者である連帯保証人以外の連帯保証人は、本市に居住する独立の生計を営む者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、市外の居住者とするすることができる。</p> <p>3 連帯保証人を死亡等により変更しようとするとき又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があった</p>	<p><u>〔新設〕</u></p> <p>（併用制限）</p> <p>第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める措置は、国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けとする。</p> <p>（貸付手続）</p> <p>第3条 条例第3条の規定に<u>より、奨学金の貸付けを受けようとする者は</u>、熊本市奨学金貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に<u>提出しなければならない</u> ならない。</p> <p>（1） 生計を一にする世帯員全員の住民票の写し</p> <p>（2） 生計を一にする世帯員全員（義務教育就学前及び就学中の児童を除く。）の所得を確認できる書類</p> <p>（3） 家計の急変等により奨学金の貸付けを受けようとする者にあつては、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>（奨学生の数）</p> <p>第4条 条例第4条に規定する規則で定める定数は、380人とする。</p> <p>（決定の通知等）</p> <p>第5条 市長は、奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）について決定したときは、奨学生決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定により奨学生として決定の通知を受けた者は、本人、扶養者、親権者（扶養者が親権者でない場合に限る。）、未成年後見人（本人が後見に付されている場合に限る。）及び連帯保証人が連署した誓約書を直ちに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 正当な理由なく前項の誓約書の提出がない場合は、市長は、第1項の決定を取り消すことができる。</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 連帯保証人は、2人とし、うち1人は扶養者でなければならない。</p> <p>2 扶養者である連帯保証人以外の連帯保証人は、本市に居住する独立の生計を営む者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、市外の居住者とするすることができる。</p> <p>3 連帯保証人を死亡等により変更しようとするとき又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があった</p>

ときは、連帯保証人変更届により市長に届け出なければならない。

(自宅外通学者への加算額)

第7条 条例第5条第2項に規定する規則で定める額は、国立及び公立の学校等においては月額6,000円、私立の学校等においては10,000円とする。

(初回貸付加算額)

第8条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(減額貸付額の変更)

第9条 条例第6条の規定により奨学金の減額貸付を受けている奨学生が、減額貸付の申出をしなかったとした場合に適用となる奨学金貸付月額への変更を希望するときは、奨学金貸付額変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出により奨学金貸付額の変更を決定しときは、奨学金貸付額変更決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金の貸付けは、奨学生に対し毎月当月分を交付することにより行う。ただし、特別な事情があるときは、数月分を合わせて交付することにより行うことができる。

(在学状況に変更が生じた場合の処理)

第11条 奨学生が転学又は編入学をした場合における当該転学又は編入学以後の貸付額の月額は、条例別表の当該転学又は編入学以後に在学する学校等の区分に応じた額とする。

2 前項の規定は、第7条に規定する自宅外通学者への加算額について準用する。

3 奨学生又は奨学生であった者について転学、編入学、再入学等の事由が発生した場合における当該事由の発生後の奨学金の貸付期間については、当該事由の発生前に奨学金を貸し付けた月数を勘案して市長が決定するものとする。

(在学証明書の提出)

第12条 条例第8条第1項の規定により、奨学生は、貸付申請時の年を除き、在学証明書を毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第12条第1号の規定に該当することにより奨学金の返還猶予を受けている者について準用する。

(異動届等)

第13条 条例第8条第2項の規定により、奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学生異動届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。
- (2) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生又は扶養者の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。
- (4) 第2条に規定する措置を受けようとするとき。

2 奨学生が病気その他特別な理由により前項の規定による届出をすることができないときは、その奨学生に代わり扶養者又は連帯保証人が届出をしなければならない。

3 第1項第3号に係る届出については、奨学生であった者で奨学金の返還を完了していないものについて準用する。

ときは、連帯保証人変更届により市長に届け出なければならない。

(自宅外通学者への加算額)

第7条 条例第5条第2項に規定する規則で定める額は、国立及び公立の学校等においては月額6,000円、私立の学校等においては10,000円とする。

(初回貸付加算額)

第8条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(減額貸付額の変更)

第9条 条例第6条の規定により奨学金の減額貸付を受けている奨学生が、減額貸付の申出をしなかったとした場合に適用となる奨学金貸付月額への変更を希望するときは、奨学金貸付額変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出により奨学金貸付額の変更を決定しときは、奨学金貸付額変更決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金_____は、奨学生に対し毎月当月分を交付する_____。ただし、特別な事情があるときは、数月分を合わせて交付する_____ことができる。

(在学状況に変更が生じた場合の処理)

第11条 奨学生が転学又は編入学をした場合における当該転学又は編入学以後の貸付額の月額は、条例別表の当該転学又は編入学以後に在学する学校等の区分に応じた額とする。

2 前項の規定は、第7条に規定する自宅外通学者への加算額について準用する。

3 奨学生又は奨学生であった者について転学、編入学、再入学等の事由が発生した場合における当該事由の発生後の奨学金の貸付期間については、当該事由の発生前に奨学金を貸し付けた月数を勘案して市長が決定するものとする。

(在学証明書の提出)

第12条 条例第8条第1項の規定により、奨学生は、貸付申請時の年を除き、在学証明書を毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第12条第1号の規定に該当することにより奨学金の返還猶予を受けている者について準用する。

(異動届等)

第13条 条例第8条第2項の規定により、奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学生異動届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。
- (2) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生又は扶養者の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。
- (4) 第2条に規定する措置を受けようとするとき。

2 奨学生が病気その他特別な理由により前項の規定による届出をすることができないときは、その奨学生に代わり扶養者又は連帯保証人が届出をしなければならない。

3 第1項第3号に係る届出については、奨学生であった者で奨学金の返還を完了していないものについて準用する。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生が、奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退しようとするときは、奨学金辞退届を市長に提出しなければならない。

(休止等の決定通知)

第15条 市長は、条例第9条又は第10条第1項の規定により奨学金の休止、停止又は廃止を決定したときは、奨学金休止・停止・廃止決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

2 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを休止、停止又は廃止する。

(奨学金の停止の解除)

第16条 条例第10条第2項に規定する申出は、奨学金停止解除申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申出により奨学金の停止の解除を決定したときは、奨学金停止解除決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

3 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを再開する。

(奨学金借用証書の提出)

第17条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学金について、扶養者、親権者（扶養者が親権者でない場合に限る。）、未成年後見人（本人が後見に付されているときに限る。）及び連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 学校等を卒業し、又は修了するとき。
- (2) 貸付期間が満了したとき。
- (3) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に廃止されたとき。
- (4) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退したとき。

(奨学金の返還期間)

第18条 条例第11条第1項に規定する規則で定める期間は、別表第2のとおりとする。

(死亡届)

第19条 奨学生が死亡したとき又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族等は、死亡届に奨学生の戸籍抄本又は死亡診断書及び奨学金借用証書を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

(返還猶予)

第20条 条例第12条第1号に規定する規則で定める教育施設は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学院、専修学校及び各種学校（正規の修業期間が1年以上のものに限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が前号に準ずると認める教育施設

2 条例第12条に規定する申出をしようとする者は、その事由を証明する書類を添えて奨学金返還猶予申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出により奨学金の返還の猶予について決定したときは、奨学金返還猶予決定通知書により通知するものとする。

4 **条例第12条の規定により奨学金の返還を猶予する**期間は、次のとおりとする。

- (1) 教育施設に在学している場合 猶予決定の日の属する月から当該在学期間終了後6月を経過する月まで
- (2) 病気その他特別の事情により返還が困難である場合 猶予決定の日の属する月から当該事情が消滅する日の

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生が、奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退しようとするときは、奨学金辞退届を市長に提出しなければならない。

(休止等の決定通知)

第15条 市長は、条例第9条又は第10条第1項の規定により奨学金の休止、停止又は廃止を決定したときは、奨学金休止・停止・廃止決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

2 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを休止、停止又は廃止する。

(奨学金の停止の解除)

第16条 条例第10条第2項に規定する申出は、奨学金停止解除申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申出により奨学金の停止の解除を決定したときは、奨学金停止解除決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

3 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを再開する。

(奨学金借用証書の提出)

第17条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学金について、扶養者、親権者（扶養者が親権者でない場合に限る。）、未成年後見人（本人が後見に付されているときに限る。）及び連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 学校等を卒業し、又は修了するとき。
- (2) 貸付期間が満了したとき。
- (3) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に廃止されたとき。
- (4) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退したとき。

(奨学金の返還期間)

第18条 条例第11条第1項に規定する規則で定める期間は、別表第2のとおりとする。

(死亡届)

第19条 奨学生が死亡したとき又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族等は、死亡届に奨学生の戸籍抄本又は死亡診断書及び奨学金借用証書を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

(返還猶予)

第20条 条例第12条第1号に規定する規則で定める教育施設は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学院、専修学校及び各種学校（正規の修業期間が1年以上のものに限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が前号に準ずると認める教育施設

2 条例第12条に規定する申出をしようとする者は、その事由を証明する書類を添えて奨学金返還猶予申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出により奨学金の返還の猶予について決定したときは、奨学金返還猶予決定通知書により通知するものとする。

4 **奨学金返還の猶予の**期間は、次のとおりとする。

- (1) 教育施設に在学している場合 猶予決定の日の属する月から当該在学期間終了後6月を経過する月まで
- (2) 病気その他特別の事情により返還が困難である場合 猶予決定の日の属する月から当該事情が消滅する日の

<p>属する月まで (返還免除)</p> <p>第21条 条例第13条の規定により、遺族等が奨学金の返還免除を申し出ようとするときは、奨学金返還免除申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項に規定する</u>申出により奨学金の返還の免除について決定したときは、奨学金返還免除決定通知書により通知するものとする。</p>	<p>属する月まで (返還免除)</p> <p>第21条 条例第13条の規定により、遺族等が奨学金の返還免除を申し出ようとするときは、奨学金返還免除申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項の</u>申出により奨学金の返還の免除について決定したときは、奨学金返還免除決定通知書により通知するものとする。</p>
<p>第3章 高校等進学支援金の支給 <u>(申請手続)</u></p> <p>第22条 条例第15条の規定による支援金の支給の申請は、<u>熊本市高校等進学支援金支給申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出することにより行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていることの証明書又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。))をいう。)の所得割が非課税であることの証明書</u></p> <p>(2) <u>家計の急変等により支援金の支給を受けようとする者にあつては、前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>(決定等の通知)</u></p> <p>第23条 <u>市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出を行った者(この条において「申請者」という。)が条例第14条第1号及び第3号から第5号までに掲げる要件の全てを満たすときは熊本市高校等進学支援金通知書により、当該要件のいずれかを満たさないときは熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の熊本市高校等進学支援金通知書により通知した申請者に対し、支援対象者とすることを決定したときは熊本市高校等進学支援金支給決定通知書により、支援対象者としなないことを決定したときは前項の熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により通知するものとする。</u></p> <p><u>(取消しの通知)</u></p> <p>第24条 <u>市長は、条例第18条第1項の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、熊本市高校等進学支援金取消決定通知書により支援対象者に通知するものとする。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>
<p>第4章 雑則 (書類の様式等)</p> <p>第25条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。</p> <p>2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p><u>[新設]</u> (書類の様式等)</p> <p>第22条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。</p> <p>2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p>第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。